

サービス内容及び重要事項説明書（通所リハビリテーション）

＜令和 年 月 日現在＞

1 通所リハビリテーション事業者の概要

名 称	四万十市
開 設 者 名	四万十市長 中平 正宏
所在地・連絡先	(住所) 四万十市中村大橋通4丁目10番地 (電話) 0880(34)1111

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	四万十市国民健康保険西土佐診療所
所在地・連絡先	(住 所) 四万十市西土佐用井1110-28 (電 話) 0880(52)1011 (F A X) 0880(52)1897
事業所番号	3910710965
管理者の氏名	所長 立石 秀郎
利 用 定 員	10名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数 (人)	区分		職務内容
			常勤(人)	非常勤(人)	
医師		2	2		診療、急変時対応
理学療法士		1	1		個別リハビリ
看護 介護 職員	看護師				バイタル測定 体操 物理療法
	介護福祉士	1	1		
	介護職員				

(3) 営業日及び営業時間

① 営 業 日 祝祭日を除く月曜日から金曜日

(ただし、12月29日から1月3日までを除く)

② 営業時間 午前8時30分から午前11時00分

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

通所リハビリテーションは、医療管理の下で心身機能維持回復の為、医師等の従事者が共同で作成した計画に基づき、次のような訓練等をします。

(ア)運動療法、(イ)物理療法、(ウ)日常生活動作訓練、(エ)自助具適用・使用訓練、(オ)頭の体操などの学習訓練、(カ)治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練、(キ)健康チェック、(ク)相談及び援助、

② 費用

原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。

<予防通所リハビリテーション(要支援) 1割の場合>

介護予防通所 リハ費用	要支援1	2,268円/月	週1回以内
	要支援2	4,228円/月	週2回以内
科学的介護推進体制加算		40円/月	厚労省への情報提供
サービス提供 体制強化 加算(Ⅰ)	要支援1	88円/月	介護福祉士70%以上配置
	要支援2	176円/月	〃
同一建物減算	要支援1	—376円/月	同一建物居住者利用
	要支援2	—752円/月	〃

<通所リハビリテーション(要介護) 1割の場合>

通所リハビリ テーション 基本料金	1時間以上2時間未満		
	要介護1	369円/回	
	要介護2	398円/回	
	要介護3	429円/回	
	要介護4	458円/回	
	要介護5	491円/回	
加算	退院時共同指導加算	600円/回	退院前にカンファレンス
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	退院(所)日又は認定日から3月以内の利用者に実施
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/回	介護福祉士70%以上配置
	リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	593円/月 (同意日から	リハビリの質の向上を図るため多職種協働で継続的にリ

加 算		6月以内)	ハビリの質の管理を行う
		273円／月 (同意日から 6月超え)	〃
	科学的介護推進体制加算	40円／月	厚労省への情報提供
減 算	同一建物減算	－94円／日	同一建物居住者利用
	送迎減算	－47円／片道	事業所送迎なし

※介護保険適用外の費用(オムツ等)については、別途請求させていただきます。

4 利用料等のお支払い方法

(1) 毎月、月末に締めて、翌月に請求いたします。

(2) 支払先 ……『西土佐診療所受付』で直接お支払いください。

なお、口座振込を希望される方は、①送金者氏名、②住所、③電話番号を、事前にお知らせください。

5 事業の目的等

(1) 事業の目的

四万十市国民健康保険西土佐診療所の通所リハビリテーションは、利用者の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とした施設です。

(2) 運営方針

- ① リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険に移行等があった場合など、ニーズに沿ったサービスを継ぎ目なく一貫して受けることができるようにしていきます。
- ② 維持目的のリハビリを長期に渡って行うのではなく、早期かつ集中的なリハビリを目的としたサービスを目指します。
- ③ 医師やその他医療従事者、保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との連携を密にし、各利用者に対し3ヵ月毎に評価や話し合いを行っていきます。
- ④ 介護保険法に基づき利用者の自立支援を目指す施設として職員の一致協力、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな処遇に努めると共に家庭と地域の結びつきを重視した運営を目指します。

6 通常の事業の実施地域

四万十市西土佐（旧西土佐村地域）

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 ・ 稲田 修
-------------	-------------

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情その他相談事は次の者が対応します。いつでもご遠慮なくご相談下さい。

＜相談担当者＞

西土佐診療所 看護師長 古味 美晴

〃 事務局長 稲田 修

TEL 0880(52)1011

FAX 0880(52)1897

(2) 次の公的機関でも、苦情その他の相談を受け付けております。

① 四万十市西土佐総合支所 西土佐保健分室（保健センター）

TEL 0880(52)1132

FAX 0880(52)1024

《対応時間》 午前8時30分から午後5時15分

（祝祭日を除く月曜日から金曜日まで）

② 高知県国民健康保険団体連合会

TEL 088(820)8410

FAX 088(820)8413

《対応時間》 午前8時30分から午後5時15分

（祝祭日を除く月曜日から金曜日まで）

9 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止する為の対策を講じます。

10 身体拘束について

事業所は利用者本人又は他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その内容を記録します。

11 非常災害対策

サービス提供中に災害が発生した場合は、西土佐診療所災害時行動マニュアルに沿って行動し、利用者の安全確保につとめます。

12 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

13 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

説明者 事業所名 四万十市国民健康保険西土佐診療所
氏 名

説明を受けた者
